

## 中部地域療育センターにおける給食の異物混入について

横浜市中部地域療育センター（指定管理者 社会福祉法人青い鳥）の医療型児童発達支援（通園）において、家族参観日の給食時に3名の児童にカレー（咀嚼しやすいよう加工したもの）を提供したところ、試食をしていた通園職員が、カレーにビニール片が混入していることを発見しました。

発見後、直ぐに給食を中止しましたが、5歳児童Aさんは半分、4歳児童Bさんは3分の1を食べ、4歳児童Cさんは完食してしまいました。

通園中は健康状態に変化は見られず、経過観察をしていたところ、当日の夕方、カレーを半分食べた児童Aさんが自宅で嘔吐し、その吐瀉物にビニール7～8片が見つかりました。現在は児童Aさんの体調は回復し、児童Bさん及びCさんにはこれまで体調変化は見られません。

### 1 事故の概要

#### (1) 発生場所

横浜市中部地域療育センター 医療型児童発達支援（通園）

#### (2) 発生日時

平成29年12月3日（日）午前12時頃（昼食時）

#### (3) 発生状況

医療型児童発達支援センター（通園）の家族参観日の給食時に、3名の児童に対し、カレー60グラムを提供しました（調理委託業者が咀嚼しやすいよう加工した、まとまりマッシュ状（※1）のカレーを2名に、まとまりマッシュ状にさらに水と野菜を加えてフードカッターにかけたムース状（※2）のカレーを1名に提供）。まとまりマッシュ状のカレーを試食していた通園職員が、ビニール片の混入に気づき、給食を途中で止めましたが、3名の児童は喫食後でした。

#### ※1 まとまりマッシュ状

フードプロセッサー等で刻み、粘性を付加する食品や固形化する食品等を加え攪拌したのち、成型したもの

#### ※2 ムース状

食材に固形化する食品等を加え、ミキサー等で均等になるまで攪拌したのち、成型したもの

### 2 事故後の対応

12月3日（日）	12:30	試食していた通園職員が、まとまりマッシュ状のカレーにビニール片混入を発見。
	14:30	園長から3名の児童の保護者に直接謝罪。医師の受診を依頼。
	15:00	3名の児童の自宅に電話し健康状態を確認。この時点では異常なし。
	夕方	児童Aさんが自宅で1回嘔吐。吐瀉物にビニール片7～8片（最大2センチ）があることを保護者が確認。その後、経過観察して異常なし。
12月4日（月）	10:00	児童3名は登園なし。園長が3名の自宅に電話し、健康状態を確認したところ、児童Aさんが嘔吐したことを把握。その後、経過観察を続けています。

### 3 事故原因

混入していたビニール片は、原材料のひき肉を納入している業者が使用しているビニール袋であることが確認できましたが、混入過程については調査中です。

#### 4 対応策

- (1) 厨房職員の検食に加えて、今後はセンター職員による咀嚼しやすいよう加工した給食の検食も行います。
- (2) 原材料の確認及び調理時に異物混入がないか、確認を徹底します。
- (3) 異物混入防止策について、全地域療育センターに対応の徹底を指示します。

<b>お問合せ先</b>
こども青少年局障害児福祉保健課長 遠藤 文哉 Tel 045- 671-4277